

Ⅲ－４－１１ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑪天峰山から岩手山眺望領域

眺望の特徴	- 盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 - 標高の高い天峰山から眺望する雄大な岩手山は、眼下に広がるまち並み、農村地帯、山並みを一体として形成され、ほかにはないスケール感の大きさが特徴的な景観である。
届出対象行為	・Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

- 天峰山から岩手山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 - 三ツ森山山頂及び鞍掛山山頂を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため、建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	・視点場を市道 一の渡岩洞湖線 重要眺望視点場標示板付近（845m）に設定し、岩手山（2,038m）の山容のうち標高550mより上部の眺望を保全する。
------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

建築物高さの上限 ＝（（視点場の標高：845m+1.5m）－視点場から建築物等の各部分までの距離×tan0° 55′）－計画地の地盤標高 （注：tan0° 55′＝0.0160 ※視点場から眺望を保全する標高550mは俯瞰となることから、視点場から標高550mを見下ろした場合を想定する。
--

天峰山から岩手山眺望領域図

